

## 労働保険事務組合事務処理規約

東京食品福祉厚生事業団

# 労働保険事務処理規約

労働保険徴収法制定により

昭和 47 年 3 月 29 日改正  
昭和 48 年 3 月 29 日改正  
昭和 50 年 3 月 28 日改正  
昭和 52 年 3 月 31 日改正  
昭和 54 年 3 月 30 日改正  
昭和 62 年 3 月 30 日改正  
平成 3 年 3 月 29 日改正  
平成 6 年 5 月 30 日改正  
平成 10 年 10 月 28 日改正  
平成 13 年 5 月 25 日改正  
平成 14 年 5 月 23 日改正  
平成 17 年 5 月 26 日改正  
平成 18 年 5 月 24 日改正  
平成 20 年 5 月 26 日改正  
平成 21 年 5 月 25 日改正  
平成 23 年 5 月 24 日改正  
平成 28 年 6 月 14 日改正  
令和 元年 6 月 19 日改正  
令和 6 年 6 月 14 日改正

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規約は、東京食品福祉厚生事業団（以下「本団体」という。）の規約第 4 条第 1 項の規定により、本団体が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第 4 章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第 3 8 条第 2 項並びに同条第 3 項の規定により準用する法第 3 4 条、第 3 5 条（第 4 項を除く）及び第 3 6 条の規定に基づき、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）として構成員たる事業主（以下「事業主」という。）の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した事業主（以下「委託組合員」という。）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第 4 章の 2 の規定による特別加入の承認を受けている事業主（以下「特別組合員」という。）の責任を定めることを目的とする。

## 第2章 労働保険関係等事務処理の委託

### (労働保険関係等事務の受託)

第2条 本事務組合が委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

2 事業主が本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務等の一切の処理を委託するものとする。

### (委託事務の手続)

第3条 事業主は、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務委託書（組様式第1号）を提出しなければならない。

2 本事務組合は、前項の労働保険事務委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該事業主に通知するものとする。

3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第16号・石綿則様式4号）」に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。

4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### (委託の解除及び特別加入からの脱退)

第4条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務等の処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務等委託解除通知書（組様式第11号）によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。

2 特別組合員が労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い東京労働局長の承認を受けなければならない。

3 本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務等の処理の委託を解除することができる。

### (特別加入からの脱退手続)

第5条 特別組合員が労災保険法第33条第1号及び第2号又は第3号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### 第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告（組合独自様式）により、毎年4月中の本事務組合の指定する日までに本事務組合へ報告しなければならない。

- 一 事業の概要
  - 二 使用労働者について前年度中（前年4月1日から本年3月31日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額
  - 三 その年に使用した1ヶ月平均の労働者数
  - 四 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
  - 五 その他本事務組合が必要と認める事項
- 2 本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（組合独自様式）」（以下「徴収及び納付簿」という。）に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

第7条 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

- 一 事業の名称及び事業場の所在地
- 二 予定される事業の期間
- 三 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量並びに立木の所有者の氏名又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

第8条 委託組合員は、その使用する労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動（以下「事業主の異動」という。）に関する公共職業安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

- 2 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行

うときは、被保険者証を提出しなければならない。

- 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第18号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。
- 4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。
- 5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第12条第1項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

（離職証明書に関する報告）

第9条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

- 2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を委託組合員からを受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。
- 3 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを妨げない。
- 4 本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。
- 5 事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を使用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

但し、第8条、第9条における雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿に所定の事項を記載することを原則とするが、被保険者に関する書類を次により処理することとした場合は、事務等処理簿の備付けを省略することもできるものとする。

- 一 被保険者に関する保管書類は事業所別に編綴する。
- 二 雇用保険被保険者資格取得等確認（転勤届受理、氏名変更届受理、区分変更確認）通知書020の表面に、受託、伝達に関する処理経過を記録し、事務組合の事務担当者の認印を押印する。
- 三 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書022の表面に、受託、伝達及び離職票交付

に関する処理経過を記録し、事務組合の事務担当者の認印を押印する。

(労働保険料等の納付に関する事項)

- 第10条 本事務組合は、委託組合員から第6条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料、当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）を労働保険料等納入通知書（組合独自様式）により委託組合員に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料等を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
- 3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、徴収及び納付簿に労働保険料額及び受領年月日を記載するものとする。
- 4 本事務組合は、第6条の規定による報告を受け、第2項の規定による労働保険料等の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その全額を政府に納付するものとする。また、本事務組合は第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による徴収金を指定期限前に交付を受けた場合は指定期限までに、指定期限後に交付を受けた場合は直ちに、その全額を政府に納付するものとする。
- 5 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他の徴収金について第3期分までを政府に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。
- 6 本事務組合は、本条第2項、第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による労働保険料及びその他の徴収金（以下「労働保険料等」という。）の交付及び交付された労働保険料等の政府への納付、又は委託組合員へ還付、若しくは納期までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。
- 7 前項の規定による専用口座は次の金融機関とする。

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人名 (※職名まで可)
みずほ銀行 青山支店	普通預金	1592826	労働保険事務組合 東京食品福祉厚生事業団
みずほ銀行 青山支店	普通預金	2862975	労働保険事務組合 東京食品福祉厚生事業団

- 8 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等を金融機関の振込送金等により交付を受けるときは、前項の規定による専用口座を指定するものとする。
- 9 本事務組合は、前項の規定及び前項に規定する方法以外の方法で労働保険料等の交付を受けたときは、直ちに政府へ納付するときのほかは、専用口座に預託するものとする。

- 10 本事務組合は、委託組合員から交付を受けた労働保険料等の金銭をその目的以外に使用してはならない。
- 11 本事務組合は、本条第6項に規定する専用口座に預託された労働保険料等（預金利子及び委託手数料等を除く）は、政府に納付し、又は委託組合員に還付するときのほかは、これを引き出さないものとする。
- 12 本事務組合は、委託組合員が交付した労働保険料等のうち、当該委託組合員が納付すべき労働保険料等の額を超過しているときは、その超過した額は返還するものとする。ただし、未納の労働保険料等があるときは、委託組合員の承認を得て、当該未納労働保険料等に充当することができるものとする。

（納入告知を受けた場合の事務）

- 第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。
- 2 納入通知書の送付を受けた委託組合員は、納入通知書に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を納入通知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

（督促を受けた場合の事務）

- 第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された納期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納期限の5日前までに督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

（延滞金の通知を受けた場合の事務）

- 第13条 本事務組合は、委託組合員が法第28条第1項の規定による納入通知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、すみやかに委託組合員にその納付書を送付するものとする。
- 2 納付書の送付を受けた委託組合員は、すみやかに納入の通知にかかる金額を納付書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

（領収書の交付）

- 第14条 本事務組合は、第10条、第11条、第12条に規定する場合において委託組

合員から労働保険料等の交付を受けたときは、労働保険料等領収書（組合独自様式）をすみやかに発行し、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するものとする。

- 2 金融機関より労働保険料等を納付したときは、取扱金融機関で発行する領収書の交付によって本事務組合から交付したものとみなすことができる。

（領収書控等の保存）

第15条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等の交付を受け、これを政府に納付したことを証する「領収書（控）」「納付書・領収証書」等を3年間保存するものとする。

## 第4章 事務組合の責任

（労働保険料等の納付責任）

第16条 委託組合員が労働保険料等その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

- 2 法第21条第1項又は第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第18条に規定する事由があるときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

（追徴金の納付責任）

第17条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。

- 一 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず申告期限を超過し、政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合。

（延滞金の納付責任）

第18条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責を負うものとする。

- 一 委託組合員が、第12条第2項に規定する督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料等を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限ま

- でにその労働保険料等を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合。
- 二 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までにその委託組合員に督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのため延滞金が徴収される場合。
- 三 前二号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合。

## 第5章 委託手数料

(委託手数料の額)

- 第19条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員から委託手数料を徴する。
- 2 委託手数料の年額は別表のとおりとする。
- 3 委託手数料の納付単位は期額（年額の3分の1）とする。

(委託手数料の納入)

- 第20条 委託組合員は、その年度の概算保険料を本事務組合に交付するとき、あわせて委託手数料を納付しなければならない。

## 第6章 会計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

- 第21条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設け、労働保険事務組合の事務処理に要する経費と区分して、労働保険料等について処理するものとする。
- 2 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等及び委託組合員から受け入れた労働保険料等の超過額等返還金を支出するものとする。

(内部けん制体制及び内部監査)

- 第22条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ

れ別の者に別途定めるものとする。

2 本事務組合は、毎年1回又は随時に労働保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について別途定める方法により監事等の監査を受けるものとする。

(経理年度)

第23条 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の経理年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 報告

(総会等への報告)

第24条 本事務組合は、毎年1回本団体の総会において、前年度中に取り扱った労働保険料等に関し、年度別に委託組合員からの交付・未交付（滞納）及び交付分にかかる政府への納付、保管及び還付金の状況について報告するものとする。

## 第8章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第25条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、本団体の理事会の承認を経て別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、本団体が労働保険事務組合として東京労働局長の認可を受けた日から施行する。

附則

(承認)

第1条 本事務組合は、この規約について本団体の総会の承認を得るものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和47年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和50年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和54年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成14年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

## 内部規定

労働保険事務組合事務処理規約第22条（内部けん制体制及び内部監査）の内部規定を下記に定め実施する。

第1条 労働保険料専用口座の印鑑及び預金通帳の保管責任者を次に定める。

- 1 印鑑の保管責任者は、常務理事とする。
- 2 預金通帳の保管責任者は、管理課長とする。

第2条 労働保険料の処理及び管理は次の方法により行う。

- 1 保険料の交付は、専用口座振込み、集金又は持参により交付される。
- 2 前号により交付された保険料は全て「保険料等徴収簿（副表）」と照合し、確認後振替伝票により転記処理する。併せて、預金通帳の振込人及び基幹番号枝番号別の印字により照合する。
- 3 保険料納付又は還付若しくは返金は振替伝票により転記処理する。
- 4 伝票の検印は、常務理事、業務部長及び事務処理担当者（管理課長）が行う。

第3条 事務組合の事務処理及び労働保険料等に関する内部監査を下記により行う。

- 1 内部監査は、毎年1回決算時に監事が行う。
- 2 監事が必要と認めたときは、随時行うものとする。

この内部規定は平成20年4月1日より実施する。

【 別 表 】

事 務 委 託 手 数 料

(単位：円)

種 別 常用労働者数	労災・雇用両委託		労災保険のみ委託		雇用保険のみ委託	
	年 額	期 額	年 額	期 額	年 額	期 額
1 人	27,000	9,000	6,300	2,100	20,700	6,900
2 人 ～ 4 人	49,500	16,500	13,200	4,400	36,300	12,100
5 人 ～ 10 人	70,800	23,600	18,900	6,300	51,900	17,300
11 人 ～ 15 人	90,600	30,200	23,100	7,700	67,500	22,500
16 人 ～ 20 人	108,600	36,200	27,600	9,200	81,000	27,000
21 人以上 1 人 増す毎の加算額	6,240	2,080	1,080	360	5,160	1,720

但し、労災保険の加算額は200人を限度とする。

特 別 加 入	年 額	期 額
1 人	3,240	1,080
2 人から 1 人増す毎に加算	1,080	360

平成24年 4 月 1 日 より